
次期ごみ処理施設整備運営事業に係る
対面的対話結果（議事録）

令和7年3月14日

泉南清掃事務組合

対面的対話における確認事項への回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	9	第3章	8	(1)	イ 運営業務(e)	<p>「運営事業者は、本施設に搬入された粗大ごみから選別された資源化物（金属類、スプリング、自転車、小型家電）を適正に貯留・保管した後、本組合が指定する事業者に引き渡す。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。」とありますが、貯留・保管前の資源化物（金属類、スプリング、自転車、小型家電）の解体作業は不要と考えてよろしいでしょうか。なお、敷地が狭隘なため、本敷地内で解体作業の場所を確保することが困難です。</p>	<p>解体作業は本運営に含みます。具体的には、スプリングマットレスは外皮とコイル部分に分解し、そのうち、ひとつひとつのコイルが独立したタイプのものについては、独立したコイル単体の解体は不要（単体の外皮除去も不要）です。自転車はタイヤを外しそれ以外を鉄類とすることを想定しています。小型家電については、解体は不要とご認識ください。</p> <p>敷地が狭隘で解体作業場所の確保が困難である場合は、第3ステージへ移行するまでの間、既存粗大ごみ選別ストックヤードを活用いただいても問題ありません。ただし、次期ごみ処理施設の敷地内での解体を妨げるものではありません。</p>
2	要求水準書	55	第2部 第2章	第2節	2.1	計量機 (7) 車両認識方式	<p>「車両認識方式は、カード（非接触式 IC カード等）システムを標準とするが、省力化、車両更新時における車両増減への対応性に配慮したものとする。」とありますが、QR方式（QRカード、QRコード）の提案も可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>提案を可としますが、詳細は実施設計時の協議事項とします。</p>

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
3	要求水準書	59	第2部 第2章	第2節	2. 2. 4	搬入扉 (1Fプラットホーム出入口扉)	<p>「臭気対策上、搬入車出入時のみ開扉する」と指定がございますが、1Fプラットホームはごみピットと区画されておりますので、臭気懸念は少ないものと考えます。従って安全を確保することを条件に、搬入扉に関する以下の仕様は事業者提案とさせていただきますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用 ・ 形式 ・ 能力 (開閉時間) ・ 付帯機器 	<p>公害防止基準の遵守及び作業環境の徹底を前提として提案を可とします。</p>
4	添付資料 1					建設予定地配置計画 (案)	<p>敷地の南西側にある工場の屋上には太陽光パネルが設置されています。法令に準拠していることを前提として、本施設の建設による発電量の低下については、事業者の責任範囲外との理解でよろしいでしょうか。なお、方位的な関係から、影響は軽微であると想定しております。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
5	入札説明書に関する 質問 (第 1 回) への 回答	2	入札説明 書に対す る質問へ の回答		No. 20	イ施設計画図書 (d) 図面 ⑦建築一般図	<p>提案書として提出する⑦建築一般図のうち、各階平面図と断面図については、③各階機器配置図にて同内容が表現可能なため、図面を兼用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>入札説明書に記載のとおりとします。</p>

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
6	入札説明書に関する質問（第1回）への回答	10	要求水準書に対する質問への回答		No. 80	プラント系排水処理設備 4)プラント系排水処理設備 仕様リスト (2)ポンプ・ブロワ類	排水処理設備の水中ポンプについて、常時2基を排水槽内に設置する場合、運転環境が劣悪なため、ポンプの消耗や劣化が進みやすく、維持管理コストが増大します。そのため、1基を倉庫に予備機として保管し、交互運転を行う計画でよろしいでしょうか。なお、ポンプの取り替えを容易にするため、着脱装置を設置いたします。	提案を可とします。
7	入札説明書に関する質問（第1回）への回答	13	要求水準書に対する質問への回答		No. 109	計量棟(1)	収集車両の計量回数について「直営の収集車両においても～原則、2回計量とします。」とご回答いただきましたが、年末年始やゴールデンウィーク等年10日程度の繁忙期においては、出口計量棟での混雑が予想されます。つきましては、これら繁忙期に限り、混雑緩和対策として1回計量をお認めいただけないでしょうか。	第1回目の質疑で回答したとおり、1回計量の場合、少量の搬入車両の場合マイナスとなる事例があったことから、原則、2回計量としております。本趣旨からも現時点では直営収集車両の1回計量を認めません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
8	入札説明書に関する質問（第1回）への回答	14	要求水準書に対する質問への回答		No. 118	防災設備工事	消防水利について、「建設用地は約0.9haのため、少なくとも消火栓は1基、防火水槽は1基必要である。事業用地が2.34haとなるため、本工事で不足する分は第2、第3ステージで設置することを消防との協議等で確約しておく必要があるとのご回答を頂きました。一方で、補足資料として頂いた「泉州南消防組合消防水利施設等設置基準」では、「5,000㎡以上の場合には1基、10,000㎡を超えるときは10,000㎡につき1基」とされています。要求水準書添付資料1に示される「工事範囲」は東側の一部で敷地境界線の内側に設定されており、また、要求水準書に示される0.9haには管理棟用地が含まれていないため、実際に事業者が工事を行う範囲は1haを若干上回るものと考えます。しかしながら、本事業で建物を設置する範囲は5,000㎡以上10,000㎡未満であるため、本事業では消火栓1基、防火水槽1基を設置するものとし、敷地全体2.34haに対し、不足する防火水槽2基と北西側第2・第3ステージ敷地の防護用の消火栓の設置は、第2・第3ステージで設置されるものとして、本事業の見積外としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	入札説明書に関する質問（第1回）への回答	14	要求水準書に対する質問への回答		No. 120	自動火災報知設備	自動火災報知設備の受信機及び副受信機形式について、要求水準書におけるGR型+液晶パネルではなく、より経済的なP型1級としてよいか、ご質問させて頂きましたが、「要求水準書のとおり」とのご回答を頂きました。施設規模が大きくないため、運用・機能上に遜色はなく、将来リサイクル施設の警報取入に対しても特に問題はありません。また、P型の方が回路がシンプルで故障時の対応も容易など本施設においてはメリットが大きいと考えるため、「GR型+液晶パネル」が必須な意図をご教示願います。	GR型+液晶パネル受信機を選定している理由は、火災検知精度と表示方式が良いためです。上記の理由から、要求水準書のとおりとします。
10	入札説明書に関する質問（第1回）への回答	16	要求水準書に対する質問への回答		No. 144	工事車両動線 (添付資料8関係)	No.2出入口からの動線について、「平日の完全通行止めは不可」とのご回答を頂きましたが、平日日中の完全通行止めを不可と考え、工事上やむを得ない時期については、平日を含む夜間や土・日・祝日での作業は可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、既存焼却施設の休日・夜間作業員の通勤車両の調整、また、薬液等の搬入車両の調整についてご協力ください。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
11	建設工事請負契約書(案)						建設工事請負契約書(案)は公共工事標準請負契約約款に準じた内容となっておりますので、同約款の規定と同内容の条文につきましては、同約款と同様に解釈するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	要求水準書	21	第2部 第1章	第1節	1.1	設計施工上必要な調査	(3)～なお、本組合にて測量、地質調査は実施済みであるが、建設事業者において追加調査が必要と判断する場合は建設事業者の負担で調査を行うこと。とされておりますが、契約後に地中障害物等の存在が判明した場合、貴組合のご負担と理解してもよろしいでしょうか。	実施した調査費用については事業者負担とし、発見された地中障害物等の処分費については協議・精算するものとします。
13	建設工事請負契約書(案)	13	第22条	第2項		発注者の請求による履行期間の短縮等	「通常必要とされる期間に満たない履行期間への変更を請求できる」との規定ですが、ここでいう「通常必要とされる期間に満たない履行期間」は通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間(建設業法第19条の5)に反する可能性があるため、本条項全体を削除いただけないでしょうか。あるいはこの点は第22条の2により建設業法に反することはないとの理解でよろしいでしょうか。	本条項の削除は行いませんが、お見込みのとおり、第22条第2項により、建設業法に反する請求を行うことはありません。
14	建設工事請負契約書(案)	2	第1条	第7項		総則	本条項では、協議が整わないことを理由として本工事等の遂行を拒んではならないとされていますが、この内容ですと発注者が不合理な内容で協議を成立させなかった場合でも、受注者が本工事の遂行を拒絶できないこととなり、不合理です。削除いただけないでしょうか。削除が難しい場合でも、発注者が不合理な理由で協議を拒んでいる場合は除外する規定を追加いただけないでしょうか。	本条項の削除及び除外規定の追加は行いませんが、本事業を円滑に進めるには、発注者と受注者の協力が不可欠であると考えていますので、発注者が不合理に協議を成立させないことは想定していません。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
15	入札説明書	46	別紙5		共通	リスク分担表	契約締結リスクについて、第1回質疑回答No. 24のなかで「本組合・事業者いずれの事由にもよらず契約が結べない、契約締結の遅延等」の具体的な例として「組合議会において建設工事請負契約の締結が承認される場合等」との回答がありました。が、議会での承認が得られないことのリスク分担は発注者様側ではないでしょうか。	本組合は、議会の承認が得られるよう努めます。ただし、本組合の責によらず、議会における承認が得られない場合が想定されるため、組合議会において議決が承認されない場合には、本組合・事業者いずれの帰責事由にもよらない事由とします。
16	要求水準書	39	第2部 第1章	第7節	7.1	設計の契約不適合	設計の契約不適合期間が「引渡し後10年間」というのはあまりに長期間です。また、施工に契約不適合がない場合でも、設計の不適合として請求することで実質的に施工側に責任を負わせるかたちにもなりかねません。第1回質疑において、起算点は施工の契約不適合と同一とされたことも踏まえ、設計の契約不適合責任期間を施工と同様に、引渡しから2年間と修正いただけますでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
17	建設工事請負契約書 (案)	11	第17条	第4項		設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	「復旧に要する費用は受注者の負担とする」とされておりますが、七会約款第17条(3)(4)のとおり、破壊検査の結果、設計図書等に適合していることが確認された場合は、検査及び復旧に要する費用は発注者負担となるよう修正をいただけますでしょうか。	本工事は公共工事であり、本条項は公共工事標準請負契約約款に準じた内容であることから、原文のとおりとします。
18	建設工事請負契約書 (案)	25	第53条	第2項		解除に伴う措置	「復旧に要する費用は受注者の負担とする」とされておりますが、七会約款第17条(3)(4)のとおり、破壊検査の結果、設計図書等及び設計図書等に適合していることが確認された場合は、検査及び復旧に要する費用は発注者負担となるよう修正をいただけますでしょうか。	本工事は公共工事であり、本条項は公共工事標準請負契約約款に準じた内容であることから、原文のとおりとします。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
19	要求水準書	40	第2部 第1章	第7節	7.2 3)	契約不適合検査	「契約不適合に係る請求等が可能な期間が満了する前に、建設事業者の負担において、契約不適合検査を行うこと。」となっておりますが、第10節の正式引渡しから2年以内に契約不適合検査を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	建設工事請負契約書(案)	19	第37条	第4項		部分払	「復旧に要する費用は受注者の負担とする」とされておりますが、七会約款第17条(3)(4)のとおり、破壊検査の結果、要求水準書等に適合していることが確認された場合は、検査及び復旧に要する費用は発注者負担となるよう修正をいただけますでしょうか。	本工事は公共工事であり、本条項は公共工事標準請負契約約款に準じた内容であることから、原文のとおりとします。
21	建設工事請負契約書(案)	29	第59条			仲裁	第1条第15項に訴訟の記載があるため、本条により仲裁合意が義務付けられているわけではないという理解でよろしいでしょうか。	第1条第15項は、本条に基づく仲裁合意書が交わされない場合に訴訟によって解決を図ろうとする場合の規定です。仲裁合意は義務付けではありませんが、本建設工事請負契約に係る紛争等については、訴訟の前に、第58条、第59条の適用を基本とします。
22	要求水準書	211	第3部 第1章	第4節	4.4 6)	特定部品の供給に関する協定の締結	「建設事業者は、特定部品の供給に関する製造期間や費用等を記載した協定書を作成し、本組合と協定を締結すること。」と記載がございますが、どのような内容の協定書かご教示頂けないでしょうか。	特定部品に関する協定書の作成を行う時点での協議事項とします。
23	基本契約書(案)	5	第13条			本施設の維持管理、保守、更新に係る協力	建設事業者は、本施設の維持管理、保守、更新について、本施設に係る部品の供給(事業期間中における部品の確保を含む)、本施設の補修の支援等、運営事業者に対して適切な協力を行うものとする。とありますが、具体的にどのような協力を想定されるかご教示頂けないでしょうか。	部品や設備等の供給のほか、例えば、補修等に際しては設計した立場からの支援等を想定しています。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
24	建設工事請負契約書 (案)	8	第10条の 4	第3項		事前調査	「発注者が本建設工事請負契約に従って本工事等を遂行することを妨げる瑕疵」との記載は、「受注者が本建設工事請負契約に従って本工事等を遂行することを妨げる瑕疵」の誤記ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。落札者決定後に、誤記を修正したうえで契約を締結します。
25	建設工事請 負契約書(案)	16	第31条	第3項		検査及び引渡し	「復旧に要する費用は受注者の負担とする」とされておりますが、七会約款第17条(3)(4)のとおり、破壊検査の結果、要求水準書等に適合していることが確認された場合は、検査及び復旧に要する費用は発注者負担となるよう修正をさせていただきますでしょうか。	本工事は公共工事であり、本条項は公共工事標準請負契約約款に準じた内容であることから、原文のとおりとします。